

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公益財団法人三重県下水道公社会計規程（以下「会計規程」という。）第62条の規定により公告します。

令和7年7月9日
公益財団法人三重県下水道公社
松阪浄化センター所長

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

令和7年度 三下松修 第1号

松阪浄化センターNo.4汚泥脱水機分解整備工事その2

(2) 工事場所

三重県松阪市高須町地内

(3) 工事概要

No.4汚泥脱水機分解整備工事 一式

(4) 工期

契約の日から令和8年3月25日まで

(5) 予定価格

非公表とします

(6) 入札方式

本工事は、競争参加資格のうち三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「県建設工事名簿」という。）登録等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式です。

(7) 最低制限価格

本工事は、会計規程第68条で規定する最低制限価格を設定しています。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の(1)及び(2)に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

(1) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。ただし、クにおいては落札決定日までに満たしていれば足りるものとしてします。

ア 県建設工事名簿において、「機械器具設置工事」で登録されている者であること。

- イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により三重県から資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ウ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- エ 会計規程第61条第1項の規定（地方自治法施行令第167条の4準拠）に該当しない者であること。
- オ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生開始手続の申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
- ク 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（2）その他必要要件

- ア 資料提出日において、平成27年度以降に元請又は下請として、本工事と同種工事を完成した実績をもつ者であること。「本工事と同種工事」とは、汚泥脱水機の設置工事又は分解整備工事をいいます。
- イ 本工事の施工管理をつかさどる技術者として、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を配置できること。

3 担当課

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター 運転管理課

電話 0598-53-4865 FAX 0598-53-4867

4 入札手続等

（1）設計図面及び仕様書の閲覧等

- ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は次のとおり閲覧に供します。

（ア）閲覧期間

公告日から令和7年7月24日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）とします。

（イ）閲覧場所

「3 担当課」及び公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」とい

う。) ホームページに掲載します。

- (2) 本入札(設計図書等を含む)に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出するものとします。なお、電話・口頭など個別では受付できません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間

公告日の翌日から令和7年7月16日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)とします。

(イ) 提出場所

「3 担当課」とします。

(ウ) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより提出してください。

なお、郵送の場合は(ア)の提出期間内に必着とし、FAXの場合は必ず着信確認を行ってください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

令和7年7月18日(金)から令和7年7月24日(木)までとします。

(ウ) 閲覧場所

「3 担当課」及び公社ホームページに掲載します。

(3) 申請書の提出

入札参加希望者は競争参加資格確認申請書(様式1-1号)を提出し、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 提出期間

公告日から令和7年7月16日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)とします。

イ 提出場所

「3 担当課」とします。

ウ 提出方法

「3 担当課」へ持参又は郵送してください。FAXによるものは受付できません(郵送の場合は書留等とし提出期間内に必着とします。)

(4) 入札書提出時に提出する書類の内容及び方法

ア 提出書類とその内容

(ア) 工事費内訳書

a 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規程第72条第7号により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

(a) 工事費内訳書を提出しないもの

(b) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

(c) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

注：端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

(d) 記載すべき項目が欠けているもの

(e) その他不備があるもの

b 工事費内訳書の様式は本公告文に添付されている「工事費内訳書（見積用）」を使用し、数量、単価、金額等を記載してください。

c 工事費内訳書は返却いたしません。

d 工事費内訳書の再提出は認めません。

(イ) 同種工事の施工実績

2(2)アの本工事と同種工事の施工実績を記載してください（様式2-1号）。

なお、記載した工事について「本工事と同種工事であること」「工事を請け負ったこと」及び「工事が完成していること」が確認できる資料を添付してください。契約書、履行証明書、仕様書、図面の写し等から施工実績が十分確認できるように適宜組合せのうえ添付してください。

(ウ) 配置予定技術者の資格・実務経験及び同種工事の施工実績

2(2)イの施工管理をつかさどる技術者の資格又は実務経験を記載してください（様式3-1-1号）。また、配置予定技術者の手持ち業務状況等についても記載してください。（参考様式）

（配置予定技術者に同種工事の施工実績を設ける場合は（様式3-1-2号）を記載してください。）

(エ) 納税確認書及び納税証明書

次のa又はbによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りします。

a 三重県内に本店を有する事業者

(a) すべての県税[納税確認書]

＝所轄県税事務所発行[無料]

(b) 消費税及び地方消費税[納税証明書（その3の3未納税額のない証明用）]＝所轄税務署発行[有料]

b 三重県外に本店を有する事業者

(a) すべての県税[納税確認書]

＝所轄県税事務所発行[無料] 三重県内に営業所等を有する場合のみ

(b) 消費税及び地方消費税[納税証明書(その3の3未納税額のない証明用)]

=所轄税務署発行[有料] 本店分について

イ 提出方法

上記、提出書類はすべて書面で提出してください。

(ア) 提出方法

a 工事内訳書は入札封筒に入札書と一緒に入れてください。

b 同種工事の施工実績、配置予定技術者の資格・実務経験及び同種工事の施工実績は「工事番号・工事名」「公告日」「会社名」を明記した封書に厳封して入札開始までに「3 担当課」へ持参又は書留で郵送(必着のこと)してください。

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については入札前に実施する事前条件審査、及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ア 事前条件審査項目

「2 競争参加資格に関する事項」のうち(1)(ただし、クを除きます。)に示す項目

イ 参加資格事後審査項目

「2 競争参加資格に関する事項」の全ての項目

(6) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は次に記載する日までに通知します。ただし、参加資格事後審査結果については落札候補者の参加資格がないと認めた場合にのみ通知します。

ア 事前条件審査結果

令和7年7月18日(金) 予定

イ 参加資格事後審査結果

令和7年7月28日(月) 予定

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却いたしません。

ウ 参加資格事後審査項目にかかる提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合は追加資料の提出又は再提出(以下「追加提出等」という。)を求めることがあります。ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認が取れ、発注機関が指示した提出期限まで

に追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡が取れない等で別の連絡先へ連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日から下記の日までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）とします。

（ア）事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者

令和7年7月22日（火）

（イ）事後審査で競争参加資格がないと認められた者

令和7年7月31日（木）

ウ 提出場所

「3 担当課」とします。

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

(9) 入札方法

入札にあたっては次に示すほか、別に配付する入札心得によります。

ア 入札書は紙で提出してください。

イ 入札執行回数は3回を限度とします。（予定価格を公表する場合は1回）

ウ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(10) 入札書提出の日時及び場所

ア 入札書提出日時

令和7年7月25日（金）午後2時

イ 入札書提出場所

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター

電話 0598-53-4865

ウ その他

本工事にかかる競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示すること。また、入札書の撤回、差替、再提出は認めません。

(11) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和7年7月25日（金）午後2時10分

イ 開札場所

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター

電話 0598-53-4865

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規程第76条第2項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができるものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。ただし、（ア）及び（イ）に該当するときを除き、会社更生（再生）手続き中の者には適用しません。

（ア）保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

（イ）保険会社又は金融機関との間に履行保証委託契約を締結し、履行保証証券を提出したことにより当該保険会社又は金融機関と公社との間に工事履行保証契約が成立したとき。

（ウ）契約金額が500万円以下で、契約の相手方が過去3箇年の間に国、地方公共団体若しくは法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、かつ、その契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認めら

れるとき。

(2) 開札

入札参加者は開札に立ち会うものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規程第72条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、再度入札への参加をさせないものとします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、「2の競争参加に関する事項」に掲げる条件を満たしていない者は競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 会計規程第67条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、会計規程第68条の規定により最低制限価格を設けた場合にあって、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは当該入札者のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは落札確認書により落札者本人に通知します。

(5) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内に指定された提出期限までに契約書の提出がされない場合は、会計規程第78条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

(6) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は当該請負者の施工能力（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、競争参加資格に関する事項に

掲げる条件を満たしていない場合は、契約を締結しないことがあります。

(7) 変更契約

契約後の設計変更については当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(8) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は入札者の負担とします。

(9) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(10) 言語及び通貨

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(11) 技術者の配置

落札者は、配置予定技術者の資格・施工実績（様式 3-1-1 号、3-1-2 号）に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置しない場合は不正・不誠実な行為とみなし、会計規程第 6 1 条第 2 項の規定に基づき競争参加資格の停止を行うことがあります。

ただし、専任を要する工事であっても工場製作等で現地着手していない期間については、発注者の同意を得たうえで専任でなくてもよいものとし、同一浄化センター内の工事の場合には発注者の同意を得たうえで兼任出来るものとします。また、専任を要しない工事については、同一浄化センターの場合は兼任件数に制限を設けませんが、異なる浄化センターの場合は同一技術者が兼任できる件数は全部で 2 件までとします。

また、現場代理人については工事現場に常駐しなければなりません。工場製作等で現地着手していない期間については発注者の同意を得たうえで、公社の他浄化センターが発注する工事について兼任することができます。なお、同一浄化センター内の工事については、兼任は可能です。

(12) その他

ア 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は不正・不誠実な行為とみなします。

イ 本入札及び契約後において不正・不誠実な行為に対しては会計規程第 6 1 条第 2 項の規定に基づき、適切な措置を講じます。

ウ 本公告に関する問い合わせ先

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター

電話 0598-53-4865